

随意契約の点検・見直しについて

1 目的

地方公共団体が締結する契約は競争入札が原則であり、随意契約は法令が認める範囲で行うことができる例外的な手続きである。

北九州市で実施している業務委託のうち、随意契約の点検及び見直しを行い、競争性や透明性の確保を図るとともに、オープンな市政運営に努めるもの。

2 対象

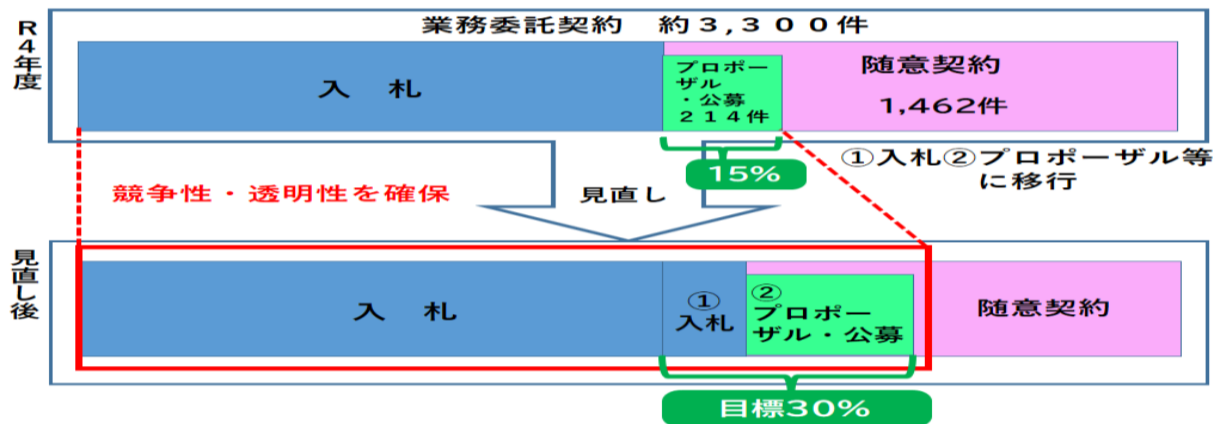
予定価格100万円（消費税込）を超える業務委託のうち、随意契約を行ったもの

3 内容

令和4年度に随意契約を行ったものは1,462件あり、このうちプロポーザル方式等の公募を実施しているものは約15%(214件)。

見直しにあたっては、①入札や公募に移行できるものはないか、②随意契約とする理由が合理的か、時代に合っているかなどの視点で行っていく。

その結果、入札や公募手続を経て随意契約を行うものが約3割となることを目標とするもの。



*プロポーザル・公募とは、次の2つの公募をいいます。

- ・プロポーザル方式による公募:公募により企画提案を募り、審査・評価を行い履行に最適な受託者を決定。
- ・参加者の有無を確認する公募:他に履行可能な者がいないか確認するためにホームページで公募した結果、履行可能な者がいない場合、随意契約を行う。

4 今後のスケジュール(予定)

- | | |
|----------|--------------------------|
| 令和5年 11月 | 点検・見直しに着手 |
| | ・各局区等によるセルフチェック |
| | ・契約部等によるヒアリング、契約の分析・検証作業 |
| 令和6年 3月 | 見直しの方針決定 |
| 令和6年 7月 | 見直し結果を適用 |

随意契約に関する法令の概要

地方自治法施行令（第167条の2）において、随意契約をすることができる要件として次のとおり定めている。

第1号 予定価格が少額の場合

・地方自治法施行令（第167条の2）の別表の範囲内で、契約規則第19条で定める額を超えない契約

・工事又は製造の請負（軽微な工事）	250万円
・財産の買入れ	160万円
・物件の借入れ	80万円
・財産の売払い	50万円
・物件の貸付け	30万円
・ <u>上記以外のもの（委託契約等）</u>	<u>100万円</u>

第2号 性質又は目的が競争入札に適しない場合

・不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理等でその性質又は目的が競争入札に適しない契約

第3号 特定の施設等から物品等の購入等を行う場合

・障害者支援施設、シルバー人材センター又は母子福祉団体から役務の提供を受ける契約（※障害者支援施設については、同施設で製作された物品を購入する契約を含む）

第4号 新商品として生産される物品の購入等を行う場合

・北九州市長の認定を受けた者が生産する物品を購入又は新役務の提供を受ける契約（「北九州発！新商品創出事業（トライアル発注制度）」）

第5号 緊急の必要により競争入札に付することが出来ない場合

・災害時において、一般競争入札又は指名競争入札による契約の手続を取るときには、時期を失し、あるいはまったく契約の目的を実行することができなくなるような場合にする契約

第6号 競争入札に付することが不利と認める場合

第7号 時価に比し著しく有利な価格で契約締結できる場合

第8号 競争入札に付し入札がないとき、再度の入札に付し落札者がいない場合

第9号 落札者が契約を締結しない場合